

| 会 議 記 録 | | | |
|-------------|--|------|------------------|
| 会議の名称 | 議会運営委員会 | | 会議場所 全員協議会室 |
| | | | 担当職員 加藤 太郎 |
| 日 時 | 令和4年12月16日(金曜日) | | 開 議 午後2時00分 |
| | | | 閉 議 午後2時28分 |
| 出席委員 | ◎木曾 ○西口 三上 平本 松山 藤本 菱田 <福井議長、山本副議長> | | |
| 執行機関 出席者 | | | |
| 事務局 出席者 | 井上事務局長、数井次長、野澤副課長兼総務係長、加藤副課長兼議事調査係長、佐藤主任 | | |
| 傍 聴 | 可 | 市民0名 | 報道関係者0名 議員1名(富谷) |

会 議 の 概 要

14:00

[木曾委員長 開議]
[事務局長 日程説明]

1 議員提案議案について

- (1) 議第1号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (2) 議第2号議案 亀岡市議会個人情報保護条例の制定について
- (3) 議第3号議案 亀岡市議会委員会条例の一部改正について
- (4) 議第4号議案 亀岡市議会会議規則の一部改正について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

(1) 議第1号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、西口議員と藤本議員の2人が発議されるので確認願う。提案理由説明等の省略について意見はないか。

<三上委員>

議員の発議であればそれら全部が省略となるのか。例えば、共産党議員団2名で発議しても、提案理由説明、質疑、付託は省略となるものなのか。全会一致とならずにこのような形となっており、賛否が分かれる可能性があるのに質疑がないのはどう思うか。

<事務局長>

レジュメに括弧書きで示している内容は、これまでに同様の改正をしたときの対応である。これを参考にさせていただき、提案理由説明、質疑、委員会付託、討論を実施するのか、今回の取扱いをお諮り願いたいと思っている。

<三上委員>

今までこの条例の一部改正については、そのような対応であったと理解した。今回は全会一致ではなくて、議会の論議からすれば、それには当てはまらないと思うので、皆さんと協議したい。

<木曾委員長>

全会派からの発議とならなかったため、前回の取扱いを例とせず、質疑と討論を実施してはどうか。

<三上委員>

質疑するためには、発議者から提案理由を説明していただく必要があると思う。

<木曾委員長>

委員会付託はどうするか。

<事務局長>

これまでから幹事会、幹事長会、議会運営委員会の場で十分議論していただいており、省略することでお諮りいただきたい。

<菱田委員>

過去にこの案件で共産党議員団が発議者にならなかったときもあったが、提案理由説明や質疑は省略していると思う。幹事会等の中で相当議論した中で今回の発議となっているので、改めて提案理由説明や質疑はせず省略して、議案賛否の討論の中で態度をはっきりとしていただければよいのではないか。

<三上委員>

過去にそのようなことがあったかは失念しているが、発議者にならずに賛成の立場で質疑を行わないパターンもあると思う。疑義があれば質疑し、疑義がなければ質疑しないことでよいのではないか。また、介護職員の処遇改善等を求める意見書案を4会派の幹事長名で発議したときには、賛成であっても質疑した例もあるので、やはり質疑はあってしかりであると思う。

<福井議長>

参考にしていただきたいと思うが、この条例に関してこれまでに全会一致で率を据え置いたことや、引き下げようとする議案を出したことはある。今回の事務局の説明は決しておかしくないと思っており、これは慣例にのっとって今までずっとしてきた取扱いであり、今回は発議者が二人であっただけの話である。今までしていない新しいことを発議するのであれば、当然、提案理由説明や質疑が必要となるものである。私は議長として、これまで皆さんに丁寧に説明して、話し合いながらここまで持ってきたつもりである。それに対する提案理由説明や質疑が本当に要るのかと思う。その点は履き違えてほしくない。

<木曾委員長>

議長の意見として伺うこととする。最終的には議会運営委員会として結論を出すこととなる。議長が言われたことも三上委員が言われたことも一理ある。質疑は議会の中で非常に重いものであるので、その折衷案として、提案理由説明と付託は省略し、発議者に対して質疑を行った上で討論で締めくくりたいと思う。今回初めてのケースとなるがどうか。

<三上委員>

ここで皆さんと敵対して争いたいわけではない。議長がおっしゃったように、この議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、確かにそのように取り扱ってきたことは理解している。ただし、今回は幹事長会まで開いて協議した中で、各会派が一致できなかったわけであり、それは今までになかったことであると思う。私はこれとは違う内容で発議を考えていたが、今回そこまではしなかった。そのような性質のものであるので、取扱いについて慣例があることは承知しつつも、委員の皆さんの意見を聞かせていただいた上で、委員長に判断してもらえればよいと思う。簡単に言えば、幹事長会で物別れに終わっており、私とし

てはこの議案を提案する理由がしっくり来ていないままである。そのことを整理するためにも、発議されるお二人に提案理由を聞いたかったという思いである。

<木曾委員長>

この条例案の表決に至るまでの流れについては、これまでの議論を踏まえる中で、初めてのケースとなるが、発議者に対して質疑いただき、賛否について討論することかどうか。

<三上委員>

それで結構であるが、発議者のお二人が提案理由説明をする考えがあるか聞いた上で、委員長が裁定していただければよかったと思う。

<木曾委員長>

これまでに幹事会や幹事長会でも議論してきており、ここであえてそれを蒸し返す必要はないとの思いから、提案理由説明は省略することによいのではないか。発議者のお二人はどうか。

<藤本委員>

それで結構である。これまでに人事院勧告に沿わなかった場合もあるが、おおむね人事院勧告にしたがって条例改正してきている。この議案が通れば全議員に関わることになるので、全会一致で進めることが筋であると思う。それぞれの会派や議員の主義主張によって、亀岡市議会の考えがまとまらないのはいかがなものかと思う。

<木曾委員長>

全議員に関わる問題であることは皆さん十分に承知いただいている。議案に対する賛否についてはそれぞれ議員の立場があるので、そのことは尊重しなければならないと思う。発議者の一人として西口副委員長の考えはどうか。

<西口副委員長>

それでよい。

<木曾委員長>

発議者二人からそのようにおっしゃっていただいたので、提案理由説明は省略し、質疑と討論で十分に議論した上で、議案の賛否を判断していただくことでよいか。

—全員了—

<事務局長>

委員会付託はどうか。

<木曾委員長>

委員会付託は前例のとおり省略とする。

次に（２）議第２号議案、亀岡市議会個人情報保護条例の制定、（３）議第３号議案、亀岡市議会委員会条例の一部改正、（４）議第４号議案、亀岡市議会会議規則の一部改正の３議案については、これまでに皆さんから了承いただいたとおり、発議者は議会運営委員長とし、提案理由説明から討論までを省略して、表決のみ行うことで確認いただきたいがよいか。

—全員了—

２ 意見書案について

（１）消費税インボイス制度の実施の延期を求める意見書（案）

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

消費税インボイス制度の実施の延期を求める意見書（案）については、全会派が一

致している内容であるので、4会派の幹事長名で発議することによいか。
—全員了—

3 12月議会最終日（12月19日）の日程等について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

17期最後の常任委員会となるので、会議の最後に委員長から締めの挨拶をお願いしたい。12月議会最終日の12月19日の日程等については、このとおり進めることによいか。

—全員了—

4 議長及び市長のあいさつ

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

全ての議事の終了後に、これまでどおり議長と市長から挨拶いただくので承知願う。
—全員了—

5 令和5年亀岡市議会定例会2月特別議会及び3月議会日程（案）について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

改選後18期の日程であるが、2月特別議会後すぐに3月議会が始まり、3月27日までのタイトなスケジュールとなっている。新人議員も居られると思うので、現職の議員の方にはリードしていただくようお願いしたい。令和5年亀岡市議会定例会2月特別議会と3月議会の日程については、このとおり進めることによいか。

—全員了—

6 その他

(1) 議会運営委員会等の日程

(2) その他の委員会等の日程

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

特別なことや緊急なことがない限り、17期の会議は12月議会最終日の12月19日で閉じることになるが、広報部会には12月22日に議会だよりの編集会議をお世話になるので、よろしく願います。このような日程で確認いただきたいがよいか。

—全員了—

散会 14:28